

## 和歌山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成30年5月21日（月）午後1時30分から午後3時50分まで

### 第2 開催場所

和歌山家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

沖本易子，小原智津，川寫秀則，越野章史，小谷竜也，鈴木崇文，寺元義人，  
中村恭子，中村也寸志（委員長），名波正晴，的場健，丸山哲

（五十音順，敬称略）

（ゲストスピーカー）

特定非営利活動法人権利擁護支援センターななつぼしセンター長 藤井浩之，  
同センター平沢恵

（敬称略）

（オブザーバー）

安田雅泰，石井智世，小野理恵子，棚田敬子，平永晃生，佐野勝也

（庶務）

澤江裕史，谷口明，武本洋

### 第4 議事

#### 1 開会

#### 2 新任委員紹介

#### 3 前回の議事概要等

説明者（家裁総務課長）が，前回の家裁委員会テーマ「少年事件の補導委託  
について」に関する議事概要の報告を行った。

#### 4 テーマ「成年後見制度について」

- (1) 平永書記官から「成年後見制度の現状と今後の在り方」について説明を行  
い，特定非営利活動法人権利擁護支援センターななつぼしセンター長藤井浩

之氏から「成年後見制度・法人後見への取り組み～奈良県・三郷町社会福祉協議会の場合～」が紹介された。

(2) 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），▲：ゲストスピーカー，■：事務担当者又は庶務】

○ 任意後見とは具体的にどういう制度か。また、後見人が不正を行って民事訴訟を提起する場合、誰が提起することになるのか。

■ 任意後見制度は、本人が十分な判断能力がある間に、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ、後見人になってもらいたい人を選び、してもらいたい法律行為などを決めておく任意後見契約を、公証人が作成する公正証書で結んでおき、本人の判断能力が低下した場合に、任意後見人になる方から、任意後見監督人選任の申立てを裁判所に行い、裁判所が任意後見監督人を選任したときに初めて任意後見契約が効力を生ずるというものである。裁判所は、任意後見監督人に、弁護士や司法書士などのいわゆる専門職を選任している。後見人の不正は、裁判所に年に一度提出される後見事務報告書等で発覚することが多く、不正のおそれがある場合には、裁判所が職権で新たに専門職の後見人を選任し、専門職後見人が調査をした上で、不正を行った後見人に損害賠償請求をするケースがある。

◎ 例えば、学校などでは、成年後見制度を教えるようなことはあるのか。

○ 成年後見制度について学校で学ぶという状況はないと思われる。必要な知識が高校卒業までに付与できているか大きな問題だと思うが、社会に出るまでに、こういう場合にはこういう制度があるということ、身近な問題として実地的に教えていく必要を感じている。

◎ 弁護士会では、学校での出前授業などで成年後見制度を扱うことはあるのか。

- 今のところ、扱っていると聞いたことはない。
- ◎ マスコミとしては成年後見制度をどのように扱っているか。
- 感覚的なものであるが、成年後見制度が社会面で取り上げられるのは、後見人による不正があった時がやや多いという印象がある。制度自体を分かりやすく解説するとすれば、紙面では生活面だと思う。介護の問題など、最初に取り上げてきたのは各新聞社の生活家庭欄の記者である。制度を広く知らしめるには、例えばシンポジウム等を開くのがよいと思う。
- 周りでは、成年後見制度の名前自体は知られてきているが、中身は知られていないと思う。知り合いの司法書士で成年後見人をしている方がいるが、正当な業務をしていても、本人が亡くなられた時に集まった日頃付き合いのない親戚から不満を述べられることがあると聞く。成年後見制度の理解が社会全体でも進んでいないと思うので、社会全体で知るようにシンポジウムも有用だと思うし、基本計画では地域がキーワードになっており、煩雑だが自治会などで説明していただくとありがたいと思う。シンポジウムは、本当に必要な人しか行かない場合もあるが、全体で理解度を上げる必要がある。
- ◎ シンポジウムを裁判所がするのは難しいが、どこがやるのがいいのか。三郷町での経験から、広報やシンポジウムの関係でアドバイスがあればいただきたい。
- ▲ 以前、三郷町では、社会福祉協議会が広報誌で成年後見制度を連載し、それにより一般住民から直接電話で照会されるケースが増えた。その中では、高齢の夫婦で子供がおらず、妻が入院したのでこれからのことが心配だからどうしたらよいかとか、若干判断力が低下した方の預金の出し入れを銀行の窓口で相談した際に、後見人を立ててくださいと言われたので相談に来たというケースがかなりある。介護保険サービスにしても、障害者相互支援法のサービスにしても契約ありきで進むので、契約能力が欠如し

子供がいない方が、契約の際に間違ったところにサインをしないよう安全のために後見人に見てもらおうということもある。家族関係が疎遠になってきており、第三者後見人のニーズが高まっているのかもしれない。

- 将来自分が自分の財産のことを管理できなくなったとき、又は、自分の親がそういう状況が近づいてきたときにどこに相談に行くかということを見ると、福祉や介護の窓口、医療関係、金融機関など相談に行く先で、成年後見制度も併せて説明してもらえるとというのがニーズに合っていると思う。
- 補助と保佐と後見の判断能力の段階について、後見だと判断能力が全くないというのは分かりやすいが、補助と保佐はどういう事例が当てはまるのか。
- 明確に範囲の定めはないが、申立てに際し、医師による診断書を提出してもらっており、診断書には判断能力の判定についての意見欄があるので、後見相当、保佐相当、補助相当のどれと判断されているかを一つの参考にしている。保佐相当であれば、日常の買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為、不動産や自動車の売買、自宅の増改築、金銭の貸し借りは自分でできないというもので、補助相当とは、重要な財産行為については自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧がある、本人の利益のためには誰かにやってもらった方がいいのではないかというレベルといえる。
- 現状の課題と将来的な課題があると思う。将来的に5人に1人が認知症高齢者となるという数値もあったが、民間が事業化していくという事はあり得ないことなのか。というのは、簡保や生命保険会社がこの事業に乗り出すということになれば、認知度も当然上がるし、単独でなければ競争も生まれるし、企業として運営していけば、どういうところに行けばいいかという相談窓口も明確になると思う。これだけの高齢化社会では、全て国で抱えるのは不可能な話だと思う。将来的には、事業に結び付けるべき

ではないのかなと思う。

- 感覚的なところであるが、資産管理という形であればビジネスになりやすいというところがあり、信託銀行もそういうところを事業化しようとしている。財産がたくさんあればいいが、事業化できるほどの財産がなく、身の回りの生活をどう支えるかということになると、ノウハウがなければ難しいというのが実情ではないかと思う。
- ◎ 資産管理は、後見制度支援信託や支援預金が進んできているところで、金融機関も関心を持っていると思われる。成年後見制度はメリットが実感できないという話があったが、弁護士として後見人を経験した立場から、制度を利用することにメリットが感じられないという指摘について御意見を伺いたい。
- 取り巻く方の理解を得るという点では、専門職後見人が後見人や保佐人に就任することを望んでいる方と望んでいない方がいる。自分が一緒に住んでいるのになぜ外部の人が入ってくるのかという考えを持つ方がいるが、それは当たり前の感情だと感じている。保佐や補助という類型での申立ては非常に少なく、和歌山の成年後見制度の現状をみると、管理継続中の件数で、平成25年で約1500件、平成29年で約1700件と、全国と比べると、平成29年で約2100件になっていないと数値としてはおかしい。自分の経験では、取り巻く家族や親せきが、なぜ成年後見が必要なのかという素朴な視点を持っていることが非常に多かった。そういう方にも理解をしてもらえるように第三者後見人としては努めなければいけないし、分かりやすくしなければならない。保佐と補助が非常に少なく、必要性があるはずなのに認知されず、預貯金の払い戻しができないという問題に直面して初めて相談に来られる方も多い。その前にもっと必要性を周りの人に知っていただく取組が、地域で支えていく中では必要ではないかと思う。

◎ 専門職後見人の選任に非常に抵抗するのは、第三者が入るといふことと、なぜ報酬を払わないといけないのかといふことが理由として多いと思われる。和歌山において成年後見の件数が増えない理由は裁判所としてはよく分からない。

□ 行政の担当者はどの程度成年後見制度を理解しているのか。

▲ 窓口の職員の意識は高いと感じる。三郷町は人口2万3000人の小さい町であるが、町長申立てを10件やっており、この4月から周りの町に広げていっている。周辺の町からも、町長申立てや家族申立ての相談が入ってきている。

□ 現場の職員は必要だといふ意識を持っているといふことか。

▲ 高齢者夫婦や高齢者独居で判断力が低下した方がいつだまされるか分からないと、窓口で仕事をする職員は後見のニーズをものすごく感じていると思う。

◎ 後見センター等の相談機関ができることによる、町としてのメリットは何か。

▲ 私たちもこのような仕事をする前に思っていたが、後見制度というのは敷居が高く、住民としても同じように感じていると思う。弁護士や司法書士のところに相談に行かないといけない。しかし、地元で相談機関があれば、無料で相談できるので、気軽に相談できる窓口があるといふのはメリットだと思う。高齢者地域包括支援センターや障害担当窓口などの役所の職員としても、自分のところでは答えられない相談でも、あそこへ行くといふと紹介していただくと、気軽に相談できるという体制が作れると思う。

◎ 弁護士委員に伺いたいですが、後見人として、福祉的なことで迷った際はどのようにするのか。

● もともとケアマネージャーが付いていることが多いので、その方と相談しながら進めることが多い。地域包括支援センターの方が関わっていただ

くことも多いので、三者で相談して本人の意向を聴きながら進めることが多い。

◎ 裁判所には、後見人から相談はあるか。

■ 後見人からの金銭面ではない部分での相談では、本人が入所している施設を変えようと思っているが変えてもいいかという相談があるが、本人の生活状況や資産状況を一番理解しているのは後見人だと思うので、後見人の判断で行ってほしいとお答えすることはある。財産的な話も絡むケースとしては、本人の転院先を息子に知らせた方が良いか悩んでいるという相談もあった。その息子は、本人の年金などの財産を勝手に使い込んでいる疑いがあり、裁判所としては、転院させるべきかどうかを言える立場にはないので、転院先の病院とも相談してもらい、後見人において判断してもらった。いずれのケースでも、今後の本人の生活状況に影響する可能性があることから、後見人一人では判断しきれずに相談されていると思うが、家庭裁判所としても、福祉的な知識やノウハウを持ち合わせていないので、個別具体的なニーズを抱えた本人のためにどうするのがよいのか、本人の目線での回答が裁判所としては難しい。地域連携ネットワークが構築され、本人を支援するチーム、協議会やコーディネートする中核機関が機能すれば、本人に寄り添った判断ができると期待している。

◎ 家庭裁判所としては、財産を守るという観点が先に立ち、そんなに悩むならやめておいてはどうかとなりかねない。家庭裁判所としては、相談されて市区町村につないだりすることはあるか。

■ つなぐというところではなく、自治体の福祉関係の部署に相談されてはどうかという程度にしか答えていない。

◎ 裁判所と専門職団体や県などとの協議会の状況はどうか。

■ 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会のいわゆる三士会と裁判所で、大体3、4か月に1回で協議会をもっている。利用促進の関係では、今後ど

のように進めていくかということで、三士会が、住民の方に成年後見などの相談に乗る何でも相談会を開催できないか、そこで裁判所が何か手伝いできないかと協議をしているところである。ただし、裁判所は個別の件について相談に乗るということができないので、そういう機会を利用して後見制度の制度説明をするという程度になる。その他、市町村が制度の利用促進を進めていくに当たって、予算の問題があるので、どの程度の人数が利用しているかという数値の提供をしている。

◎ 説明の中で市民後見人というのが出てきたが、事務担当者から説明をしてほしい。

■ 市民後見人とは、弁護士などの資格を持たず、本人と親族関係も交友関係もない一般市民の方がなるものである。地方自治体の後見人養成講座を履修してもらい、成年後見制度に関する一定の知識や技術を身に付けた方に、無報酬で後見人になってもらっていることが多い。和歌山では0件である。

◎ 利用促進や広報についてアドバイスがあったが、地域連携ネットワークの構築について、裁判所としてどうすればよいか、アドバイスがあればありがたい。

○ 成年後見制度のことを聞いたことはあるが、問題に直面するかそれに近づいていくかという状況にならないと関わることはないと思う。成年後見について、どこに相談をすればいいかという窓口の問題があるし、成年後見制度を利用して良かったという成功例を見ている人が増えると、何らかの形で利用が増えていくのではないか。イベントなどでも関係者しか集まらないので、増えないのだと思う。教育の中では、教科書には少しは出てくるが詳しく踏み込むのは難しい。

◎ 成年後見制度を利用して良かったという成功例をという御意見があったが、逆に悪かったということはあるのか。



- 悪いことはニュースになりやすいということはある。裁判所の仕事は、トラブルが起こった時に解決する、あるいはトラブルを予防するというものがあるが、新しいものを生み出すというものではなく、マイナスを抑えるという感じになりがちなため、良かったと気づいてもらえないという面はある。実感として良かったと積極的に言ってもらうのは難しいと思う。
- ◎ 後見人の不正は報道されるが、成年後見を利用することによって振り込め詐欺などの被害を防止できたなどというのは、なかなか報道されにくい。
- 金融機関でお金を引き出そうとしたが、成年後見によって引き出せなかったという報道などがあればよいが。
- 逆に、マイナスを抑えるというのを前面に出してもいいのではないか。そういうことにはなかなか気が付かないと思う。
- その点に気付いていただかないといけないのかもしれない。このままだと振り込め詐欺などの被害に遭うかもしれないという意識を持っている方が多ければいいが、80歳を過ぎた高齢者だが、そのことを余り認めたくない。不安は抱いているが、正面を切って自分の能力が衰えていることを認めたくないし、複雑な手続を取る気はなく、周りが適当にやってくれるだろうという方が一定割合いると思うので、そういう方にどうアピールをしていくか、どういう形でそういう問題をすくい上げるのかが問題だと思う。
- 行政側として、メリットがあると実感したことはあるか。
- ▲ お金の管理が苦手な、固定資産税や水道料金など滞納した方もいるが、後見人が付くことによって納付されるようになる例もあるので、行政にとって持ち出しだけではなく、入ってくる部分もある。第一に、安心して住めるというところがアピールできる場所だと思う。

5 次回委員会の意見交換テーマ

家庭裁判所における危機管理について

6 次回委員会の開催日時

平成30年11月12日（月）午後1時30分

7 閉会